廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（指定） **第九条の二の二**　前条第四項の規定による指定（以下この条から第九条の二の八までにおいて「指定」という。）は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための活動を推進することを目的とし、同項の規定による書類の作成の業務（以下この条から第九条の二の七までにおいて「業務」という。）を適切かつ確実に行うことができるものであつて、次の各号に掲げる要件を全て備えるものについて行う。 一　業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 二　業務を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 三　法人であつて、次のいずれかに該当する者であること。 イ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第一号に規定する公益社団法人又は同条第二号に規定する公益財団法人 ロ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第七号に規定する取締役会設置会社であり、かつ、同条第十一号に規定する会計監査人設置会社 四　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　法第十四条第五項第二号イに該当する者 ロ　第九条の二の七第二項の規定により指定を取り消された日から五年を経過しない者 ハ　廃棄物の処理を業として営む者（その子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）又は親会社等（同条第四号の二に規定する親会社等という。）が廃棄物の処理を業として営む者を含む。） ニ　その役員又は令第六条の十に規定する使用人のうちに次の⑴又は⑵のいずれかに該当する者があるもの ⑴　イ又は法第十四条第五項第二号ロに該当する者 ⑵　第九条の二の七第二項の規定により指定を取り消された日に取り消された法人の役員又は令第六条の十に規定する使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの ホ　法第十四条第五項第二号ヘに該当する者	（新規）
（業務規程） **第九条の二の三**　指定を受けた者は、業務の開始前に、次の事項を記載した業務の実施に関する規程（第五項及び第九条の二の七第二項第三号において「業務規程」という。）を定め、環境大臣の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。 一　業務を行う時間及び休日 二　業務の実施方法	（新規）